

佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ビル化促進事業補助金交付要綱

(令和6年4月30日佐野市告示第173号)

(趣旨)

第1条 本市における温室効果ガスの排出削減を推進するため、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルを実現するためのZEBプランニングを行った事業者等に対し、予算の範囲内において交付するネット・ゼロ・エネルギー・ビル化促進事業補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル 先進的な建築設計によりエネルギー負荷を抑制し、高効率な設備システム等を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した非住宅の建築物をいう。
- (2) ZEBプランニング ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの実現に当たっての基礎調査、計画の策定及び省エネルギー計算（設計及び建築物省エネルギー性能表示制度の申請を除く。）をいう。
- (3) 事業者等 市内に事業所等を有する法人又は個人事業者（事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 事業所等 事業の用に供する建築物であって、市の区域内に存する事業所、事務所、店舗、工場等をいう。
- (5) ZEBプランナー 一般に向けて広くネット・ゼロ・エネルギー・ビルの実現に向けた相談窓口を有し、業務支援（建築設計、その他設計、コンサルティング等をいう。）を行い、その活動を公表する者であって、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、ZEBプランニングの対象とな

る事業所等の建築主又は所有者であって、次の各号のいずれにも該当する事業者等とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行う者でないこと。
- (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者でないこと。
- (3) 法人にあつては暴力団（佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）でないこと、個人事業者にあつては暴力団員等（同条第5項に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者でないこと。
- (5) 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された全ての市税に滞納がないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反すると認められる事業を行う者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、ZEBプランナーが実施するZEBプランニングに係る事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する費用とする。ただし、市長が補助対象経費として適当でないとする費用は除くものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、50万円を上限とする。

2 前項の場合において、市は、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル化促進事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書
- (2) Z E Bプランニングに係る契約書の写し
- (3) 申請に係る事業所等の所在地及び補助対象経費が分かる書類の写し
- (4) Z E Bプランニングに係る領収書の写し
- (5) Z E Bプランナーが作成したZ E Bプランニングの結果を記した書類の写し
- (6) 登記事項証明書、開業届その他の事業者等であることが分かる書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請は、一の年度につき1回に限るものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときはネット・ゼロ・エネルギー・ビル化促進事業補助金交付決定通知書により、補助金を交付しないことと決定したときはネット・ゼロ・エネルギー・ビル化促進事業補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、当該決定を受けた者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により第8条の規定による補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該補助金を返還させるものとする。

(書類の様式)

第12条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行する。